

第一の 財形住宅貯蓄

財形住宅貯蓄積立保険

「ご契約のしおりー約款」に記載の「ご契約についての大切なことから」について変更があります。ご一読のうえ、「ご契約のしおりー約款」とともに保管ください。

◆2024年4月1日付で「勤労者財産形成促進法施行規則の一部を改正する省令」が施行されたことにより、「財形住宅貯蓄積立保険」の持家を取得する際の実課税要件が一部改正されました。

「ご契約についての大切なことから」中の「11.生存給付金のお支払い」について、＜取得する住宅の主な要件＞が次のとおり変更となりますので、ご請求にあたってはご注意ください。

◆＜取得する住宅の主な要件＞の変更内容

項目	変更前要件	変更後要件（2024年4月現在）
床面積	床面積が50㎡以上であること。 ただし、新築または建築後未使用の住宅で、2023年12月31日までに建築確認を受けたものは、床面積が40㎡以上であること。	床面積が50㎡以上であること。 ただし、新築または建築後未使用の住宅で、次のいずれかに該当する場合は、床面積が40㎡以上であること。 ・2023年12月31日までに建築確認を受けたもの。（※1） ・ <u>2024年1月1日から2024年12月31日までの間に建築確認を受け、認定長期優良住宅、認定低炭素住宅、ZEH水準省エネ住宅及び省エネ基準適合住宅であること。</u> （※2）

※1 2022年4月1日以降に契約者（被保険者）が所有し居住するために取得する住宅に適用します。

※2 2024年4月1日以降に契約者（被保険者）が所有し居住するために取得する住宅に適用します。

今後、法令の改正により内容が変更になる可能性があります。